

意見書案第2号

国の私学助成の拡充に関する意見書について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、私学助成の拡充に関し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月28日提出

蒲郡市議会議員

八 田 寿 人
大 場 康 議
牧 野 泰 広
松 本 昌 成
日 恵 野 佳 代
竹 内 滋 泰
藤 田 裕 喜

提案理由

私学助成の拡充に関し、関係行政庁に要請するため提案する。

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置を講じてきた。

私立高校に子どもを通わせる家庭に対する就学支援金は、令和2年度、年収590万円未満世帯まで私立高校の平均授業料を無償化する額に引き上げられ、愛知県においては、国の就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。

しかし、年収910万円未満が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校に子どもを通わせる約半数の家庭には、依然として大きな学費負担が残されている。学費の公私格差是正、教育の公平は、すべての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、ますます重要になっている。

また、財政の不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を引き続き拡充していくことが求められる。

よって、国に対して、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するため、就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

蒲 郡 市 議 会

内閣総理大臣
財 務 大 臣
文部科学大臣
総 務 大 臣

} あて